

紋章の研究

その9 江戸時代の武将の紋章（4）

若 山 初 子

Study on the Crest

IX: The Crests of Samurai family of Edo Era (4)

HATSUKO WAKAYAMA

Abstract

In the present research the author has concentrated on the general crestal features discernible among Samurai families in the year of 1691.

According to the social rank of those days families of the year have been classified into two groups—ones in possession of more than 10,000 KOKU, and the others having less than 9,800 KOKU. Each group was taken into deep consideration. The objects of the author are crests newly used in the time concerned. Here the author demarcates the following as new varieties;

- a. Remodeled crests of the existing ones
- b. New combinations of crests
- c. Newly created crests comprising new materials

As a result of observation the following characteristics are worthy of attention.

1. On the Former Group

Only two families out of 471 test cases are in the habit of using new combination types.

2. On the Latter Group

The author conducted research into 427 cases and came to recognize that some used three types of new crests, numbering 34. Particularly new materials used in the crests are just ordinary tools in daily life. At least three cases are to be ascribed to this category.

Some crests are not ascertainable in terms of designation and 6 of which are newly created types.

I. 諸言

II. 同一大名の元禄二年と元禄四年の比較

1. 紋章を変えて用いた大名

2. 新しく紋章を用い始めた武将

3. 新しい紋章を用いた大名

III. 新しく記載された大名の紋章

IV. 9800石～250俵の武将の紋章について

1. 紋章の分類

2. 新しい紋章

1) 今まである紋章を変化させたもの

2) 新しく組合せたもの

3) 新しい事物を用いたもの

3. 紋章名不明のもの

V. まとめ

I 諸言

前報その8¹⁾においては、江戸時代の元禄元年、および二年頃の大名の紋章について、大武鑑²⁾に収録されていた紋章を、文様紋、植物紋、動物紋、器財器具紋、天文地理紋、文字紋、建築物紋、合成紋の八つの部門に分類し考察を行った。

その内容は、この時代に新しく用いられた紋章を考察することを主にしたものである。その結果、新しい紋章として用いられたものは82ケースであった。また前報7³⁾と比較して、デザインの面で斬新と考えられるものは少なく、江戸初期の多様化と比較すると家紋の定着を知ることができた。

本報においては、元禄四年の武将の紋章について大武鑑をもとにしその概略をまとめた。

本報における特色としては、前報¹⁾で考察を進めた大名のみならず、9800石以下250俵までの427名の武将の紋章について把握できたことである。尚これらの武将の用いている紋章は一人一つの紋章であった。そしてこれらの紋章に新しい事物の紋章を見出すことができた。

また更に新しく75名の大名が記載されており、これらの大名の紋章についてもまとめることができた。

II. 同一大名の元禄二年と元禄四年の比較

家紋が世襲であるとするならば用いている紋章は同じと云うことになる。それを調べるために前報¹⁾の元禄二年の大名383氏について、四年の家紋と比較した。その結果、383氏のうち362氏は同一の紋章を用いていることが認められ、21氏が紋章を変化させていることがわかった。この21氏の紋章について述べる。

1. 紋章を変えて用いた大名

松平播磨守頼隆の紋章は元禄二年では八角に三つ葵と六つ裏葵に唐花の二つの紋章を用いているが、四年の記載を見ると六つ裏葵に唐花は同様であるが、三つ葵の紋章の外郭を八角から図のような石持地抜反り八角に変化させており、嫡男の松平外記も同様であることがわかった。



石持地抜反り八角に三つ葵

次に細川越中守綱利は二年と同様の離れ九曜と丸に二引両を用いているが、嫡男の細川興一郎と二男の細川千次郎の紋章が二年に記載のものとは反対になっている。四年では嫡男が離れ九曜、二男が丸に二引両であるが二年はこの逆であった。これは記載ミスと云うことも考えられる。父親の二つの家紋を兄弟で一つづつ家紋にしていることがわかる。

また松平肥前守綱政は左三つ藤巴と白餅を紋章としており、これには変化はないが嫡男の松平左京は二年では黒餅が紋章であり、四年に記載されているのは父親と同じ白餅であった。

松平長門守吉就是抱き沢瀉と一文字三つ星を家紋としているが、三男の毛利万吉の紋章が二年の記載と異なり、二年では抱き沢瀉であるが四年の記載は一文字三つ星になっている。

次に毛利權三郎元平は一文字三つ星と抱沢瀉を用いていたが、四年の記載では一文字三つ星と五七の桐であることが認められた。

松平壹岐守仲澄は丸に揚羽蝶であった。四年の記載には窠輪に揚羽蝶になっており、嫡男の松平長吉の紋章と同様のものである。そしてこの窠輪は現在用いられているものと異なり、前報¹⁾でも述べたように内側の環状が記入されていない。

森對馬守長俊は鶴の丸と五七の桐を用いていたが、四年では鶴の丸と七九桐を用いている。



七九桐

稻葉丹後守正通の家紋は隅切角に三の字である。二年においては嫡男から五男まで全員隅切角に三の字を用いているが、四年においては三

男の毛利外記が五七の桐となっている。尚稻葉氏の場合はこの三男を除き、長男から六男までの他の五人は稻葉姓で隅切角に三の字である。

また堀田木爪を用いている堀田下總守正伸は、木爪紋は同じであるが外郭の円が石持地抜でなくなっていることが認められた。

大久保伊豆守忠高は上り藤に大の字を用いていたが、四年では九曜紋になっている。

次に遠山主殿頭政亮は下り藤（花の部分が石持地抜）と五三の桐を用いているが、この五三の桐の花の部分が四年では石持地抜になっている。

また内藤丹後守清長は遠山主殿頭と同じ下り藤に五七の桐を用いているが、遠山氏と同様に五七の桐の花の部分を石持地抜に変化させている。

伊藤出雲守祐實は庵り木爪と離れ九曜を用いていた。四年では庵り木爪は同様であるが、離れ九曜ではなく九曜紋が記載されている。

織田伊豆守信武と織田内匠頭長根は、共に五葉木爪と五七の桐を用いているが、二人共五七の桐に変化がある。すなわち伊豆守の場合は二年で花の部分が石持地抜であったのが陽紋に、内匠頭は陽紋であったのが石持地抜となり入れ替わった記載になっている。

大村因幡守純長は五葉木爪を用いているが二年では窠輪の部分が石持地抜であった。それが陽紋に変化していることが認められた。

また秋本但馬守喬朝も五葉木爪（窠輪が石持地抜）と源氏車を家紋としているが、四年では源氏車の中の芯棒の部分が石持地抜となっている。

大関大助増恒は大関沢瀉と紐巻輪鼓を用いていた。四年では後者の紐巻輪鼓が二つ輪鼓に変化している。

青木甲斐守重正は丸に洲浜と抱き鹿角を用いているが、四年では洲浜紋が石持地抜に変化していることが認められた。

以上21氏の紋章について元禄二年との違いを調べたが、いずれの大名の場合も新しい事物を用いた紋章ではなく、部分的な変化であり、異なる紋章を用いた場合でも既存の紋章を用いてい

ることがわかる。

2. 新しく紋章を用い始めた武将

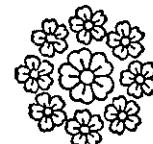
元禄二年においては紋章の記載のなかった武将のうち、13名の武将が新しく紋章を用い始めている。これらの武将は著者の推測では、元服したために家紋を持つようになったと考えられる。12名は父の紋章をそのまま受継いでいることが認められた。

太田原備前守典清は丸に釘抜と白餅を紋章としているが、嫡男の太田原主膳は父の紋章を受継がず二つ輪鼓を紋章としている。すなわち新しく紋章を用い始めた13氏のうち、1氏のみが父と異なる紋章を用い始めたことになる。

尚この13氏には石高の記載が無いので、四年の視点では石高1万石以上ということは分からぬ。

3. 新しい紋章を用いた大名

大久保加賀守忠朝は上り藤に大の字を家紋としており、嫡男、二男、三男も同じ紋章を用いている。二年の記載はこの上り藤に大の字のみであったが、四年では大久保加賀守忠朝は上り藤に大の字と共に、九曜桜と考えられる紋章も新しく用いている。



九曜桜

尚三人の子息には九曜桜の紋章の記載はない。

以上のことから383氏の大名については、元禄二年との比較において362氏は同じ紋章を用いており、残る21氏も紋章を全く変えてしまったケースではなく、二つある紋章の一つをかえた場合や、紋章の一部分を変化させたものであった。そして紋章を変えた場合も既存のものであった。

ただ大久保加賀守忠朝のみが、今まで用いていた上り藤に大の字の外に九曜桜を加えており、桜紋は既に用いられているが、その配列を九曜紋と同じにした、すなわち九つの桜を配置した

紋章は著者が調べた限りでは始めてのものである。

また新しく用い始めた13人の子弟も1人を除いては父の紋章を受継いでいることがわかった。

III. 新しく記載された大名の紋章

元禄四年に大武鑑に新しく記載されている75名の大名の紋章をまとめた。

その結果を表1に示す。

尚分類方法は前報¹⁾と同様である。

表1の結果、新しい事物を紋章としている大名はいなく、全員が既存の紋章を家紋としていることが認められた。ただ菅沼三つ目結を用いている菅沼攝津守の紋章は、目結の組合せ方と

しては著者が調べている範囲では新しいものである。

IV 9800石～250俵の武将の紋章について

1. 紋章の分類

427氏の紋章を分類し表2に示す。

尚分類方法は表 1 と同様である。

次に表2の紋章をまとめてその数を図1に示す。

図1の結果を前報と比較すると、紋章数の傾向は大差はないが動物紋の増加が認められ、この動物紋で多用されているのは丸に違い鷹の羽と揚羽蝶であった。

表1 新しく記載された大名の紋章（元禄四年）

文様紋		植物紋		動物紋		天紋地理紋		合成紋	
紋章名	紋章数	紋章名	紋章数	紋章名	紋章数	紋章名	紋章数	紋章名	紋章数
左三つ巴	3	立葵	4	丸に違い		六曜	1	上り藤に	
石持地抜		五七の桐		鷹の羽	1	石持地抜六曜	1	加の字	1
左三つ巴	1	(花石持地抜)	1	丸に右重ね		九曜	1	三つ蝶に菊	1
五葉木爪	1	五三の桐	1	違い鷹の羽	3	石持地抜九曜	1	丸に一文字	
五葉木爪		星梅鉢	1	丸に並び		石持地抜角		三つ星	1
(外郭石持		向う梅	1	鷹の羽	1	九曜	1	一文字三つ星	1
地抜)	1	丸に酢漿草	2	井上鷹の羽	1			中蔭七宝に	
石持地抜隅立		丸に劍酢漿草	4	揚羽蝶	1			日向花菱	1
四つ目結	1	下り藤	1					一文字割剣	
菅沼三つ目結	1	下り藤(花石持地抜)	2					桔梗	1
割菱	14	上り藤	1						
三階菱	3	左三つ巴藤	1						
山口菱	1	葛	1						
花菱	1	丸に立沢鴉	1						
丸に三つ鱗	1	立梶の葉	1						
		細輪に土佐柏	2						
		牧野柏	1						
		笛龍膽	1						
		三つ割							
		三つ葉龍膽	1						
		丸に桔梗	1						
		永井梨切口	1						
		石川草	1						
		丸に鉄線							
		(貝象表現)	1						

表2 9800石～250俵の武将の紋章

器財器具紋			天文地理紋			文字紋			合成紋		
紋章名 紋章数		紋章名 紋章数		紋章名 紋章数		紋章名 紋章数		紋章名 紋章数		紋章名 紋章数	
釘抜紋	丸に釘抜	5	錢紋	裏錢	1	星	五曜	2	丸に左万字	1	上り藤に 大の字
	釘抜	1		永樂通宝錢	3		六曜	9	丸に上の字	2	
杏葉紋	八枚抱き杏葉	4	錢紋	真田六文錢	1		丸に六曜	1	隅切角に		上り藤 (花石持地抜)に
	変り抱き			石持地抜			石持地抜六曜	1	三の字	7	
花杏葉	花杏葉	1	錢紋	真田六文錢	1	星	離れ八曜	1	隅切角に		石持地抜大の字 三つ扇に菊
	鍋島杏葉	3		三文錢	3		離れ九曜	6	縮三の字	1	
矢紋	丸に三つ矢	1	蛇目紋	蛇の目	2	波紋	石持地抜九曜	1	丸に一の字	2	一文字三つ星 中蔭七宝に日向
	丸に一つ矢	1		丸に違い切			角九曜	1	丸に大の字	1	
竹矢筈	丸に違ひ切		洲浜紋	三つ盛洲浜	1		丸に七つ頭波	1	隅切角に石		花菱 一文字割剣桔梗
	竹矢筈								持地抜一の字	1	
紋	右重ね違ひ		額紋	丸に額	1				丸に本の字	1	龜甲に剣花菱
	片矢羽	1							丸に山の字	1	龜甲に小の字
扇紋	六つ矢車	2	笠紋	柳生笠	1				丸に二八文字	1	三つ割剣花菱
	五本骨扇	1							丸に石持地		丸に二本竹に雀
扇紋	丸に五本骨扇	1	植紋						抜井の字	1	菱井柄に菊
	三つ扇	1							丸に石持地		黒餅に剣酢漿草
楓扇紋	月の丸扇	1	打板紋						抜鳩の字	2	丸に左三つ巴に
	楓扇	2							一文字	2	一文字
軍配團扇紋	軍配團扇	1	打板紋						黒餅に三階菱	2	黒餅に三階菱
									琴柱に三階菱	1	琴柱に三階菱
團扇紋	團扇	1	瑞難紋						源氏車に堅二つ		源氏車に堅二つ
									切竹	1	切竹
車紋	源氏車	2	銀紋						七宝に花菱	1	七宝に花菱
	柳原源氏車	5							黒餅に釘抜	1	黒餅に釘抜
水車紋	八つ水車	1									

2. 新しい紋章

次にこれらの紋章について、新しく用いられたと考へられるものの考察を進める。

新しい紋章の定義としては

- ・今まで用いている紋章を部分的に変化させているもの
- ・新しく組合せたもの
- ・新しい事物を用いたもの

とした。

1) 今まである紋章を変化させたもの

既に紋章として用いられているもの一部を変化させたり、白黒を反対にしたり、また形を改造した紋章をこの系列とした。

紋章およびそれを家紋としている武将を表3に示す。

三つ巴崩しは既に用いられており、 のよ

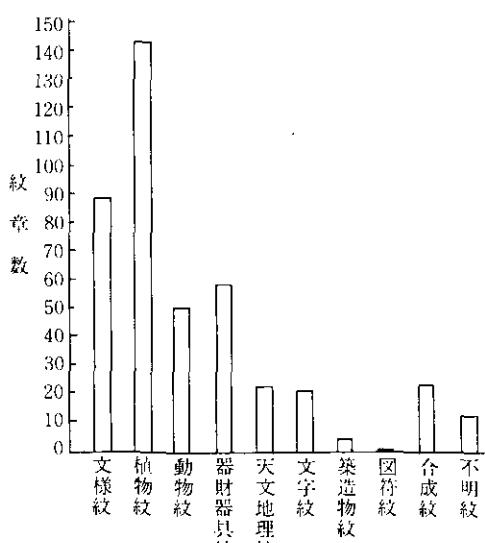


図1 紋章の種類

うに円の部分を外側にしてまとめたものであった。巴紋は鎌倉時代から多用されている紋章であり、また板倉氏の家紋であるため多数の板倉氏が三つ巴を用いている。板倉主税の場合は石持地抜とし、更に崩し方を変えて用いていることがわかる。

次に花菱紋も多用されている紋章であるが、尖り花菱は花菱紋の花弁状の文様の先端を尖らせた紋章である。尚尖り花菱の名稱は著者が仮に付したものである。

同じ花菱紋であるむくみ花菱は、普通に花菱紋といわれている紋章と比較すると、左右の長さ、つまり幅が太くなっているところに特徴がある。

輪違い紋は、輪違い連続文様から分化し紋章に転化したものであるが、通常は二個の輪を左右に置いたものが用いられている。石持地抜三つ輪違いは三個を用い更に石持地抜としたものである。また舍弟の金田能登守（千石）は陽紋の三つ輪違いを用いている。

次に酢漿草紋も多用されている紋章で、岡野氏は石持地抜にして用いている。

薦紋を改造した紋章の丸に大割薦は、葉脈は描かれていなく面白味のある紋章である。

同じく形を改造した紋章に変り抱花杏葉があ

る。杏葉紋は馬具を紋章化したものと云われているが、多くの武将が用いてきた紋章であり、稻垣氏の場合は上部の刻みの部分を変えたものである。

軍配團扇も既に用いられている紋章であり、前報¹⁾では久留嶋信濃守の三軍配團扇を述べたが、本報の紋章も模様は描かれていない。

丸に七つ頭波は、波頭の数を変化させた紋章である。

次に六曜紋は多用されている紋章である。今まで武鑑に載せられていた六曜は²⁾で、中心に一個を配置し周囲は五個の円でまとめられている。六つの円を周囲に配した形態の六曜は調べた限りでは始めてのものである。

三つ割劍花菱は、劍花菱を分割しそれを合わせたものである。すなわち三つの劍花菱の中心を外側にし、それぞれの文様の先端が中心にきており、劍花菱は円によって切られている。唐花紋においてはこのような分割がなされていることを述べた⁴⁾が、劍花菱においても同様の技工が施されていることが認められた。

次に鑓は簞笥等の引き手であり、前報³⁾において外向四鑓が用いられたことを述べたが、本報においては内側に向けて五つを輪にして用いているのが認められた。

2) 新しく組合せたもの

次に既存の紋章の一一種類のものを二つ、三つと組合せて用いたり、または異なるものを組合せて新しい紋章を作っているものをまとめて、紋章および、それを家紋としている武将を表4に示す。

五つ酢漿草は酢漿草を中心に一個、上下左右に一個づつ計五個を配しており、中心のものは石持地抜となっている。酢漿草紋は簡明なパターンのため多用されている紋章であり、また分割等による改造もされている紋章である。

次に諏訪氏の代々は棍の葉紋を用いており、尻合せ三つ棍の葉は棍の葉を三方に放射線状に配置して家紋としたものである。

雁紋も古くから用いられており目新しい紋章ではないが、結び雁金を斜に二羽を並べた形は始めてのものである。

表3 紋章および武将名
—既存の紋章を部分的に変化させてあるもの—

紋章	紋章名	氏名	石高
	石持地抜三つ巴崩し	板倉主税	8000石
	尖り花菱	武田越前守	7000石
	むくみ花菱	東條平右衛門	1500石
	石持地抜三つ輪違い	金田遠江守	6000石
	丸に石持地抜酢漿草	岡野平左衛門	1200石
	丸に大割菖	徳永十左衛門	1300石
	変り抱花杏葉	稻垣市正	1000俵
	軍配団扇	小畠三郎左衛門	800石
	丸に七つ頭波	小栗長右衛門 松田善右衛門	1300石
	六曜	松田十五郎	300俵
	三つ割剣花菱	嶋田十兵衛	1500石
	五つ鑓	柘植平兵衛 柘植五太夫	1000石 1700石

表4 紋章および武将名
—新しく組合せたもの—

紋章	紋章名	氏名	石高
	五つ酢漿草	藤堂伊豫守	2000石
	尻合せ三つ梶の葉	諏訪對馬守	1000石
	二羽結び雁金	柴田越前守	1500石
	丸に三つ矢	松平美濃守	3000石
	六つ矢車	荒川長門守	700石
	五徳柏	神尾市左衛門 神尾飛彈守 神尾伊興守	1700石 1000俵 1000石
	菱井柄に菊	夏目塙左衛門	1300石
	亀甲に剣花菱	米倉丹後守	1200石
	黒餅に剣酢漿草	梶四郎兵衛	1000石
	黒餅に釘抜	柳權之丞	5000石
	黒餅に三階菱	松平兵庫頭 松平國書	3000石
	琴柱に三階菱	大草彌五郎	3700石
	源氏輪に竪二つ切竹	服部仲	2000石

丸に三つ矢は三本の矢を放射線状にまとめたものである。矢は全体の形が長いため紋章化する場合にまとまりにくく、矢全体を紋章化したものは少ない。この三つ矢も鎌の部分を欠く。

つづいて矢車紋も既に用いられており七つ矢車等がある。荒川長門守は六本の矢を円形に配し、矢羽の根本の所に小円を配して六本の矢をこの円によってまとめている。

以上は一種類の紋章の組合せによる変化で新しい形態となったものである。次に二つ以上の事物の組合せで新しい形態になった紋章について述べる。

五徳柏は、紋章の形態から五徳と組み合せた五徳柏としたが、或いは蔓柏とも考えられる。若し蔓柏であるとするならば、蔓は中心から放射線状に描かれていると考えられるので五徳柏と思われる。柏の葉は神饌を盛るのに用いたと云われ、柏紋は神職⁵⁾の家で多く用いたと記録されている。神尾氏の場合はその苗字によるものであろうか。また五徳は火鉢に埋め、鉄瓶や茶釜等を載せる道具である。その発音を仁、義、礼、知、信の五徳⁵⁾に関連づけたものといわれる。以上のような意義から家紋としたのである。

菊花は中国から持たらされて以来、観賞花として賞用され、室町時代⁶⁾に逸見氏が籬架菊として紋章化していることを述べたが、この紋章は垣根に咲いている菊で具象的な紋章であった。夏目氏の紋章⁵⁾は籬架菊の変化したものといわれるが、籬架の形を留めてはいなく井桁に変り、菊花も一輪であり完全に形態が変わってしまったことがわかる。

次に亀甲紋も剣花菱紋も、それぞれは古くから用いられている紋章である。亀甲は一般的には□の形が用いられているが、米倉氏は○にし中に剣花菱を組み込んでいる。

黒餅に剣酢漿草、黒餅に釘抜、黒餅に三階菱は石持につながる黒餅と組み合せたものである。

琴柱に三階菱の琴柱は琴の弦を支えるものであり、三階菱と組み合せてどのような意味を持たせたのであろう。

次に源氏輪に豎二つ切竹の組み合せも新しいものである。

以上これらの組み合せは、各武将がそれぞれの意義を求めて家紋に定めたものと推察されるが、これらの紋章の造形密度は現在の紋章と比較して、ひげをとらないものもあると考えられる。

(3) 新しい事物を用いたもの

紋章として新しく加わったと考えられるものを、用いている武将名と共に表5に示す。

新しく三つの紋章が用いられていて、器財器具紋であることが認められる。

団扇は中国⁷⁾から伝えられたものという。涼をとるものであるが大きくて目立ち、涼をとる姿は風情がある。これを家紋としたのはどのような意味を含めているのであろう。用いられている団扇は上部中央部をハート型にしたものである。

次に槌は工具で物を打ち込むのに用いるが、敵を討ち込むという縁起をかついだり、また打出の小槌のように福の神の持ち物とも伝えられるので、この二つの意味を合わせて家紋にしたものと推察される。

打板も3氏が用いていることが認められた。打板は中国の青銅製の楽器⁸⁾で、禅宗と共に渡来し座禅、起床、食事等の合図に用いたという。形が左右対称であり、面白もあり紋章として用いたものであろう。また禅宗を信仰していたとも考えられる。

以上は道具を紋章化したものであり、新しく紋章化されたものは日常使用されていた道具であることがわかる。

3. 紋章名不明のもの

紋章名のわからないものを表6に示す。

何れも調べた限りではそれに該当する紋がないものである。

横田甚右衛門の用いている紋章は石持地抜の形をとっている。この武将には弓組との記述があるので、矢を矢車状に配列し形を抽象化したものとも考えられる。

表5 紋章および武将名
—新しい事物の紋章—

紋章	紋章名	氏名	石高
	團 扇	中嶋孫兵衛	1000石
	提 灯	舟越左門	5500石
	打 板	稻生伊賀守	1900石
		安藤彦四郎 小菅又八郎	5450石 700石

表6 紋章名不明のもの

紋章	氏名	石高	紋章	氏名	石高
	横田甚右衛門	4500石		猪飼五郎太夫 有馬宮内	2000石 3500石
	岡部數馬	5000石		中坊長兵衛	4000石
	能勢惣十郎	1500石		板橋興五衛門 杉浦内蔵允 杉浦大隅守	8000石 7000石
	招來半右衛門	3500石		多羅尾久八	1500石
	石堂七郎左衛門	680石			
	斎藤頼母	5000石			

また岡部數馬の紋章も石持地抜の形をとっている。真中に一文字がひかれ、下は山の字であり上は陣笠であろうか。中に菱形が二つ組み込まれている。

次に能勢惣十郎は菱形を円形に配したものである。菱輪のみの紋章は調べた限りでは用いられていない。

招來半右衛門は五つ爪（窠輪）に抱杏葉であ

ろうか。中に組み込まれているものも外側もはっきりしない。

次に石堂七郎左衛門の紋章は細輪に三枚の植物の葉であるが、何の葉を描いているのかはっきりしない。薦紋を変化させたものとも考えられる。

斎藤頼母の紋章は何であるのか全く分からぬ。虎杖紋らしきところも見うけられるが何なのであろうか。植物のようである。

これらの紋章名不明のものに共通して云えることは、造形的に完成度が浅いことである。

次に表6中の右側に配置した紋章は、前報³⁾においても紋章名不明で載せたものである。

V まとめ

本報においては、江戸時代元禄四年の471名の大名と、427名の大名以外の武将の紋章をまとめた。

1. 383氏の大名の紋章を調べ、元禄二年の紋章と比較した。その結果362氏は同じ紋章を用いており、21氏が紋章を変化させていたことが認められた。この21氏の紋章は今まで用いていた紋章を部分的に変化させたものであった。また二年と異なる紋章を用いた場合も既存の紋章であった。しかし一大名が新しく加えた紋章に組合せの新しいものを1ケース見出すことができた。

2. 次に二年の記載では氏名のみであった大名の子弟のうち、13名の武将に紋章の記載がありそれをまとめた。12名は父の紋章を受継いでいることが認められた。

3. 四年に新しく75名の大名が載せられており、これらの大名の紋章をまとめた。全員が既存の紋章であったが、組合せの新しいものが1ケース見出された。

4. 大名以外の427氏の紋章をまとめた。これらの武将の用いた紋章に新しい紋章を見出すことができた。

新しく用いられた紋章は

- ・既存の紋章を部分的に変化させたもの 12ケース
- ・新しく組合せたもの 13ケース

- ・新しい事物を用いたもの 3ケース
- ・紋章名不明であるが新しいもの 6ケース

以上34ケースが新しい紋章であった。尚新しい事物を用いたもの3ケースは、いずれも日常使用しているものの紋章化であり、家格を表現していると考えられる紋章に、武家紋の硬さとは対照的な性格を持つ紋章を見出すことができた。

引用文献

1. 若山：北星短大紀要，24，83（1987）。
2. 徳富蘇峰・橋本博：大武鑑卷2，大治社。
3. 若山：北星短大紀要，19，37（1977）。
4. 若山：北星短大紀要，19，27（1977）。
5. 沼田頼輔：日本紋章学，人物往来社。
6. 若山：北星短大紀要，16，53（1970）。
7. 相賀徹夫編：日本大百科全書，小学館。
8. 伊藤幸作編：日本の紋章，ダヴィット社。